

監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書（序）</p> <p style="text-align: center;"><b>監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2016年1月26日 改正 2021年6月8日 改正 2022年7月21日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 <u>最終改正</u> 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第1号)</p> <p>《1. 本報告書の目的》 (省 略)</p> <p>《2. 監査基準報告書を含む監査実務指針の位置付け》 (省 略)</p> <p>《3. 監査基準報告書及び関連する公表物の体系》 (省 略)</p> <p>《4. 監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針》 (省 略)</p>	<p>監査基準報告書（序）</p> <p style="text-align: center;"><b>監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2016年1月26日 改正 2021年6月8日 改正 2022年7月21日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正</u> 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第1号)</p> <p>《1. 本報告書の目的》 (省 略)</p> <p>《2. 監査基準報告書を含む監査実務指針の位置付け》 (省 略)</p> <p>《3. 監査基準報告書及び関連する公表物の体系》 (省 略)</p> <p>《4. 監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針》 (省 略)</p>

新	旧
<p>《5. 監査業務に関連する用語》 (省 略)</p> <p>《6. 不正リスク対応基準に関連する指針》 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>《5. 監査業務に関連する用語》 (省 略)</p> <p>《6. 不正リスク対応基準に関連する指針》 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022年10月13日改正）の付録は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日改正）</li> <li>－ 品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日公表）</li> <li>－ 監査基準報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日改正）</li> <li>－ 倫理規則（2022年7月25日変更）</li> </ul> </li> <li>・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</li> </ul> </li> <li>・ 本報告書（2024年9月26日改正）の付録は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ <u>企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」（2024年3月27日公表）</u></li> <li>－ <u>監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年9月26日改正）</u></li> <li>－ <u>監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正）</u></li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022年10月13日改正）の付録は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日改正）</li> <li>－ 品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日公表）</li> <li>－ 監査基準報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日改正）</li> <li>－ 倫理規則（2022年7月25日変更）</li> </ul> </li> <li>・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</li> </ul> </li> </ul>

新

付録1：監査基準報告書及び関連する公表物の体系

(注) 太枠内は本報告書の対象となる公表物である。品質管理基準報告書、期中レビュー基準報告書及び財務報告内部統制基準報告書並びに関連する公表物も監査基準報告書及び関連する公表物に準じた取扱いとする。

企業会計審議会	日本公認会計士協会				
基準	報告書	実務指針 (解釈指針を含む。)	実務ガイダンス	周知文書	研究文書
監査基準	監査基準報告書(監基報)	監基報●● 実務指針	監基報●● 実務ガイダンス	監基報●● 周知文書	監基報●● 研究文書
不正リスク 対応基準					
中間監査 基準					
品質管理 基準	品質管理基 準報告書	品基報●● 実務指針	品基報●● 実務ガイダンス	品基報●● 周知文書	品基報●● 研究文書
期中レビ ュー基準	期中レビュー 基準報告書	レ基報●● 実務指針	レ基報●● 実務ガイダンス	レ基報●● 周知文書	レ基報●● 研究文書
財務報告内 部統制基準	財務報告内部統制 監査基準報告書	内基報●● 実務指針	内基報●● 実務ガイダンス	内基報●● 周知文書	内基報●● 研究文書
		レビュー業務 実務指針 (ISRE2400等)	レビュー業務 実務ガイダンス	レビュー業務 周知文書	レビュー業務 研究文書
		保証業務 実務指針 (ISAE3000等)	保証業務 実務ガイダンス	保証業務 周知文書	保証業務 研究文書
		専門業務 実務指針 (ISRS4400等)	専門業務 実務ガイダンス	専門業務 周知文書	専門業務 研究文書

(省 略)

付録2：監査基準報告書の構成

(省 略)

付録3：当協会の委員会等が発出する会員の業務に関する公表物の態様と監査基準報告書及び関連する公表物の整理(読替表)

(省 略)

付録4：監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針

(省 略)

旧

付録1：監査基準報告書及び関連する公表物の体系

(注) 太枠内は本報告書の対象となる公表物である。品質管理基準報告書、四半期レビュー基準報告書及び財務報告内部統制基準報告書並びに関連する公表物も監査基準報告書及び関連する公表物に準じた取扱いとする。

企業会計審議会	日本公認会計士協会				
基準	報告書	実務指針 (解釈指針を含む。)	実務ガイダンス	周知文書	研究文書
監査基準	監査基準報告書(監基報)	監基報●● 実務指針	監基報●● 実務ガイダンス	監基報●● 周知文書	監基報●● 研究文書
不正リスク 対応基準					
中間監査 基準					
品質管理 基準	品質管理基 準報告書	品基報●● 実務指針	品基報●● 実務ガイダンス	品基報●● 周知文書	品基報●● 研究文書
四半期レ ビュー基 準	四半期レビ ュー基準報告書	四基報●● 実務指針	四基報●● 実務ガイダンス	四基報●● 周知文書	四基報●● 研究文書
財務報告内 部統制基準	財務報告内部統制 監査基準報告書	内基報●● 実務指針	内基報●● 実務ガイダンス	内基報●● 周知文書	内基報●● 研究文書
		レビュー業務 実務指針 (ISRE2400等)	レビュー業務 実務ガイダンス	レビュー業務 周知文書	レビュー業務 研究文書
		保証業務 実務指針 (ISAE3000等)	保証業務 実務ガイダンス	保証業務 周知文書	保証業務 研究文書
		専門業務 実務指針 (ISRS4400等)	専門業務 実務ガイダンス	専門業務 周知文書	専門業務 研究文書

(省 略)

付録2：監査基準報告書の構成

(省 略)

付録3：当協会の委員会等が発出する会員の業務に関する公表物の態様と監査基準報告書及び関連する公表物の整理(読替表)

(省 略)

付録4：監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針

(省 略)

新			旧		
付録5：監査基準報告書及び関連する公表物の用語集 (省 略)			付録5：監査基準報告書及び関連する公表物の用語集 (省 略)		
用語	定義又は説明	備考	用語	定義又は説明	備考
(省 略)			(省 略)		
一般目的の財務諸表 General purpose financial statements	一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。	監基報 700 第7 項(1)	一般目的の財務諸表 General purpose financial statements	一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。	監基報 700 第6 項(1)
一般目的の財務報告の 枠組み General purpose framework	<p>広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。財務報告の枠組みには、「適正表示の枠組み」と「準拠性の枠組み」がある。</p> <p>◆ 「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。</p> <p>① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。</p> <p>② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。ただし、このような離脱は、非常にまれな状況においてのみ必要となることが想定されている。</p> <p>◆ 「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記①及び②のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。</p>	監基報 700 第7 項(2)	一般目的の財務報告の 枠組み General purpose framework	<p>広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。財務報告の枠組みには、「適正表示の枠組み」と「準拠性の枠組み」がある。</p> <p>◆ 「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。</p> <p>① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。</p> <p>② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。ただし、このような離脱は、非常にまれな状況においてのみ必要となることが想定されている。</p> <p>◆ 「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記①及び②のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。</p>	監基報 700 第6 項(2)
(省 略)			(省 略)		
ガバナンス Governance	企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織の役割をいう。	監基報 260 第10 項(2)	ガバナンス Governance	企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織の役割をいう。	監基報 260 第9 項(2)
ガバナンスに責任を有する者 Those charged with governance	<p>企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織をいう。これには、財務報告プロセスの監視が含まれる。国によっては、ガバナンスに責任を有する者には、経営者を含むことがある。</p> <p>なお、我が国においては、会社法の機関の設置に応じて、取締役会、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会がガバナンスに責任を有する者に該当するが、品質管理基準報告書及び監査基準報告書においては、原則として監査人のコミュニケーションの対象は、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会を想定し「監査役等」と記載している。一方、海外の構成単位の監査に関連する場合は、ガバナンスの構造の多様性を考慮して「ガバナンスに責任を有する者」を使用している。</p>	監基報 200 第12 項(14) 監基報 260 第10 項(2)	ガバナンスに責任を有する者 Those charged with governance	<p>企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織をいう。これには、財務報告プロセスの監視が含まれる。国によっては、ガバナンスに責任を有する者には、経営者を含むことがある。</p> <p>なお、我が国においては、会社法の機関の設置に応じて、取締役会、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会がガバナンスに責任を有する者に該当するが、品質管理基準報告書及び監査基準報告書においては、原則として監査人のコミュニケーションの対象は、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会を想定し「監査役等」と記載している。一方、海外の構成単位の監査に関連する場合は、ガバナンスの構造の多様性を考慮して「ガバナンスに責任を有する者」を使用している。</p>	監基報 200 第12 項(14) 監基報 260 第9 項(2)
(省 略)			(省 略)		

新				旧			
け	経営者 Management	取締役又は執行役のうち、企業における業務の執行において責任を有する者をいう。国によっては、ガバナンスに責任を有する者の一部若しくは全員が経営者である企業もあり、又はオーナー経営者のみが経営者である企業もある。	監基報 200 第 12 項(7) 監基報 260 第 10 項(1)	け	経営者 Management	取締役又は執行役のうち、企業における業務の執行において責任を有する者をいう。国によっては、ガバナンスに責任を有する者の一部若しくは全員が経営者である企業もあり、又はオーナー経営者のみが経営者である企業もある。	監基報 200 第 12 項(7) 監基報 260 第 9 項(1)
(省 略)				(省 略)			
	準拠性の枠組み Compliance framework	「適用される財務報告の枠組み」及び「一般目的の財務報告の枠組み」を参照	監基報 200 第 12 項(13) 監基報 700 第 7 項(2)		準拠性の枠組み Compliance framework	「適用される財務報告の枠組み」及び「一般目的の財務報告の枠組み」を参照	監基報 200 第 12 項(13) 監基報 700 第 6 項(2)
(省 略)				(省 略)			
せ	セーフガード Safeguards	認識した監査人の独立性に対する阻害要因を除去する、又は許容可能な水準まで軽減するために講じられた措置のことをいう。	監基報 260 第 18 項(2)②	せ	セーフガード Safeguards	認識した監査人の独立性に対する阻害要因を除去する、又は許容可能な水準まで軽減するために講じられた措置のことをいう。	監基報 260 第 15 項(2)②
(省 略)				(省 略)			
て	適正表示の枠組み Fair presentation framework	「適用される財務報告の枠組み」及び「一般目的の財務報告の枠組み」を参照	監基報 200 第 12 項(13) 監基報 700 第 7 項(2)	て	適正表示の枠組み Fair presentation framework	「適用される財務報告の枠組み」及び「一般目的の財務報告の枠組み」を参照	監基報 200 第 12 項(13) 監基報 700 第 6 項(2)
(省 略)				(省 略)			
	補足的な情報 Supplementary information	財務諸表を作成するために使用する適用される財務報告の枠組みでは要求されないが、財務諸表とともに表示される情報をいう。通常、付表又は注記の追加として表示される。	監基報 700 の A79 項		補足的な情報 Supplementary information	財務諸表を作成するために使用する適用される財務報告の枠組みでは要求されないが、財務諸表とともに表示される情報をいう。通常、付表又は注記の追加として表示される。	監基報 700 の A68 項
(省 略)				(省 略)			
む	無限定意見 Unmodified opinion	財務諸表監査において、適正表示の枠組みの場合、財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して、全ての重要な点において適正に表示していると監査人が認める場合に表明される意見をいい、準拠性の枠組みの場合、財務諸表が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていると監査人が認める場合に表明される意見をいう。  要約財務諸表に関する報告業務において、要約財務諸表が、全ての重要な点において、適用される要約の規準に準拠して監査済財務諸表と整合していると監査人が認める場合に表明される意見をいう。	監基報 700 第 7 項(3)	む	無限定意見 Unmodified opinion	財務諸表監査において、適正表示の枠組みの場合、財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して、全ての重要な点において適正に表示していると監査人が認める場合に表明される意見をいい、準拠性の枠組みの場合、財務諸表が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていると監査人が認める場合に表明される意見をいう。  要約財務諸表に関する報告業務において、要約財務諸表が、全ての重要な点において、適用される要約の規準に準拠して監査済財務諸表と整合していると監査人が認める場合に表明される意見をいう。	監基報 700 第 6 項(3)
(省 略)				(省 略)			
(省 略)				(省 略)			

新	旧
付録6：不正リスク対応基準に準拠して監査を実施する場合の要求事項及び適用指針を含む 監査基準報告書の一覧（第9項参照）  付録7：審議プロセス （省 略）  以 上	付録6：不正リスク対応基準に準拠して監査を実施する場合の要求事項及び適用指針を含む 監査基準報告書の一覧（第9項参照）  付録7：審議プロセス （省 略）  以 上

以 上  
以 上